㈠1　連結子会社に相当する会社以外の実質子会社であり，かつ，持分法適用会社に相当する会社以外の実質子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社に相当する実質子会社のみを記載した場合は，その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。また，総資産が3000億円以下であり，かつ，総売上額が600億円未満である実質子会社についても記載を省略することができる。

2　実質子会社の記載順は，総資産の大きい順とする。また，前回提出した報告書において実質子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には，○を付すること。なお，実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には，旧名称を付記すること。

3　総資産については，⑴の注3と同様とする。

4　総売上額は，当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，総売上額が600億円未満である場合には，記載を要しない。

3　提出会社グループに関する事項

⑴　提出会社及び子会社の総資産の合計額（注1）	百万円
⑵　提出会社，子会社及び実質子会社（これらの会社のうち，銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額（注2）	百万円

㈠1　国内の会社に係るものに限る。また，提出会社及び連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社の総資産の合計額が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第15条の規定による額を超える場合には，当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は，その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお，計算方法は，以下に掲げる2通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

①　提出会社及び子会社の総資産の合計額

②　提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

2　国内の会社に係るものに限る。また，提出会社，連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社及び連結子会社又は持分法適用会社に相当する実質子会社（これらの会社のうち，銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額が10兆円以下又は当該総資産の合計額が15兆円を超える場合には，当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は，その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお，計算方法は，以下に掲げる2通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

①　提出会社，子会社及び実質子会社（これらの会社のうち，銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額

②　提出会社，子会社及び実質子会社（これらの会社のうち，銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4　その他参考となるべき事項

様式第3号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ4とする。）

法第9条第7項の規定による届出書

平成　　年　　月　　日

公正取引委員会　殿

名　　称
代表者の役職　氏名　　印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第7項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の5第2項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1　届出会社に関する事項

名称（ふりがな）		事務上の連絡先	担当部署	
住所	〒		住所	〒
			担当者	
			電話番号	―　　―
設立年月日	年　　月　　日		決算の時期	月

総資産等	総資産(A)（注1）	所有株式のうちの国内の子会社（注2）の株式の帳簿価格（注3）(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注4）(B)／(A)×100	事業分野（注5）
	百万円	百万円	%	

㈠1　総資産は，昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。

2　子会社とは，法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。

3　株式の帳簿価額には，合名会社，合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお，百万円未満を切り捨てて記載すること。

4　子会社の株式の総資産に対する所有比率は，小数点以下2桁を四捨五入し，小数点以下1桁までを記載すること。

5　事業分野の分類は，日本標準産業分類の小分類（3桁分類）に準拠するものとする。また，事業分野については，提出会社の属する事業分野のうち，提出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし，提出会社が，株式所有以外に事業を営んでいない場合若しくは定款上株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には，記載を要しない。

2　国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については，該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には，当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

⑴　子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50％超である国内の会社）に関する事項（注1）

番号	子会社名（注2）	総資産（注3）	事業分野（注4）	最近1年間の売上額（注5）	備考（注6）
		百万円		百万円	